

第1回 石川県性的指向及び性同一性の多様性に関する県民の理解の増進に関する条例
(仮称)及び石川県パートナーシップ宣誓制度(仮称)検討に係る有識者会議 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：令和5年5月16日(火)16:00~17:30
2. 場 所：石川県庁行政庁舎1106会議室
3. 出席委員(五十音順・敬称略)：

植 田 幸 代	にじ♡はぐ石川代表、助産師、公認心理師
川 口 美江子	石川県高等学校長協会人権教育特別委員会委員長
黒 川 鮎 美	俳優、映画監督
小清水 良 次	一般社団法人石川県情報システム工業会会長 株式会社システムサポート代表取締役社長
杉 田 真 衣	レインボー金沢共同代表、東京都立大学准教授(欠席)
関 口 佳 織	弁護士、人権擁護委員
永 井 三岐子	一般財団法人ほくりくみらい基金代表理事
福 田 佳 央	日本労働組合総連合会石川県連合会会長
松 中 権	一般社団法人金沢レインボープライド共同代表
元 山 琴 菜	北陸先端科学技術大学院大学講師(欠席)
横 越 亜 紀	株式会社北國フィナンシャルホールディングス常務執行役員 人材開発部長

(議事次第)

1. 開 会
2. 知事挨拶
3. 説明事項
石川県性的指向及び性同一性の多様性に関する県民の理解の増進に関する条例
(仮称)及び石川県パートナーシップ宣誓制度(仮称)について
4. 意見交換
5. 閉 会

(説明資料)

資料 石川県性的指向及び性同一性の多様性に関する県民の理解の増進に関する条例
(仮称)及び石川県パートナーシップ宣誓制度(仮称)について

1. 開 会

2. 知事挨拶

【馳知事】

今日のお忙しい中を、皆さんお集まり頂きましてありがとうございました。

県の条例でやるということと、県としてパートナーシップ制度を構築するということは、私の元々の選挙公約ではありましたが、そういう問題ではなく、長い間、性同一性障害者特別措置法を議員立法で取り組んだ。もう 24 年前になります。当時から、国が本当はきちんと法律、また方針を示すべきという信念でやってきましたが、今こういう立場でありますので、石川県において一つの指針が必要ではないかということで、条例の作成と、またパートナーシップ宣誓制度の議論をした上で、皆さんにもより良いものを作っていたらいいということをお願いすることになりました。

私がこの問題に取り組んだのは本当に 1998 年くらいだったと思います。同じ参議院議員だった先輩の南野知恵子さんという、この方助産師さんでありまして、WHO でこの性同一性障害者の対応について議論がされてですね。我が国は極めて遅れているので、さりとて非常に、実は福田さんにも来ていただいたように、連合でもこの議論されておりまして、私も連合の会合に講師として実はお招きいただいたこともございました。

職場においても地域においても、家庭の中においても、そしてまた、学校においてもですね、極めて元々昔からある問題にも関わらず、蓋をしてしまっていて、当事者として、アライと呼ばれる方々、さらに言えば保護者も含めて、噂ばかりが独り歩きして、本当に当事者の気持ちに寄り添っていないのではないかと。そうやって政治的な課題として、対応するため、まず性同一性障害者特措法に取り組みました。ただ、今は性同一性障害者という文言自体が WHO では無くなっておりますので、法律自体、文言も、現行の五つの要件も含めて見直しをしなければいけない案件だということはまず申し上げておきたいと思えます。

その上で、私も当時、北信越の当事者団体の皆さんと勉強会を 1997 年頃から続けておりました。実は教師の方もおられました、当事者で。実情をお聞きしながら、私は相談に乗ったり、お話をむしろきちんと聞くことを務めておりました。そして性同一性障害者特措法があり、紆余曲折を経て今日に至ることとなります。

報道によりますと、今日は自由民主党においても、党内手続きがとられたようでございます。その内容は、いわゆる不当な差別はあってはならないという文言は、安倍総理、菅総理、いずれも国会答弁をそのまま引用してきた案でありますし、超党派の案でありました性自認については、法律の文言として、現在使われておりますのは性同一性ということですので、それを引用してきた。こう言った微修正を踏まえた案というもので、今日与党としての合意を得る段取りに入ったと、こういうふう聞いております。

こういった世の中の、こういった動きも踏まえながらも、ぜひ皆さんには率直に意見交換をしていただきながら、政治的なスケジュールとしては、9 月議会に提出をしたい。今日は 5 月 16 日でありますから、およそ 3 ヶ月かけて皆さんに率直な議論をいただき、同時

にパブリックコメントへも資したいと思っております。

皆様のご意見や、またできれば経済界のご意見や学校のご意見を聞きながら、より良い条例案、そして、パートナーシップ制度案になることを願っております。したがって、私自身、この問題に極めて深く、取り組んでいた、超党派の議員連盟の会長までしておりましたので、これ以上私あまり喋らない方がいいと思いますので、後は有識者である皆さんに存分に語っていただいた上で、取りまとめを県の方としてもさせていただけたらと、こういうふうにお思っております。

改めてお時間をいただき、今日来ていただきましたこと、また、5月5日に発生いたしました珠洲を中心とする奥能登の地震につきまして、お見舞いの言葉、激励をいただいていることに御礼を申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

3. 説明事項

【酒井県民文化スポーツ部長】

事務局の方から皆様のお手元に資料をお配りしていると思いますが、その資料について説明をお願いします。

(事務局から資料に基づいて説明)

4. 意見交換

【植田委員】

植田と申します。私は助産師として小中学校中心に性教育をしています。性教育では男女二分化の内容の話が多くなります。その為好きな人は異性とは限らない事、自分の体となりたい性が違う人もいるというお話を必ずしています。近年、パートナーシップ制度が始まってからは特に、自身の性の在り方に悩み感想文に書いてくる子たちが増えてきています。

最近感じる事は、子どもたちは、様々なメディアやアニメなどで、セクシュアルマイノリティの情報が入っていてそれなりに知識がある。その為自分のセクシュアリティを自覚するのが早い、しかしそれを親にどう話したらいいかと相談されます。また保護者からは、どう対応したらいいのかわからないと悩んで相談に来られます。学校現場では、若い世代の先生はセクシュアルマイノリティについて受け入れやすいように感じますが、こういうことを習ってきてない世代の先生方は、今まで持ってきた価値観が揺らぎ、それをどういうふうに調節していったらいいか悩んでいるように感じます、例えば運動部であれば、頑張れ！頑張れ！男だろ、みたいな感覚はまだあると思います。

私は、男らしさ女らしさをただ否定するのではなくて、お互いに認め合いながら、男らしくしたい人は男らしくでもいいと思うのです。でもそこに行き過ぎや押しつけがないかを常に俯瞰することが大切だと思います。まだまだこれから教育現場では、やるべきことがたくさんあると思います。

【川口委員】

石川県の高等学校長協会では人権を担当しております川口と申します。

私も高等学校の教員として長く勤めてまいりまして、こういう問題をここ最近急にいろいろ伺う場面が多くありますが、本当にその本質的な内容や意義での理解については、まだまだ進んでないというのが実態と思っています。

以前勤めておりました学校で、カミングアウトを希望された生徒さんが出ました折には、学校の教職員、全ての生徒に理解を深める必要があるということ、どのように対応したらいいのか、ということの研修をしました。カミングアウトした生徒は命掛けという強い思いで、本当に必死の思いでしたが、カミングアウトの重みが、やはり全ての生徒にはなかなか伝わりきらないというその難しさを痛感したという、苦い経験があります。

制服の問題など、学校現場では少しずつ進んでいる実態がありますけれども、具体的にどのような形で教職員、生徒に理解を増進させることが適切か、どういう方策がいいのかについて、いろいろ学ばせていただきたいと思います。

皆様もご存知のように、昨年4月から成人年齢が18歳に下がりました。高校在学中に子供たちは成人という大きな区切りを超えていくことを考えますと、今高等学校に在籍しているうちに、しっかり学んだ上で社会に出ていくことは非常に大きな課題だと痛感しております。いろいろご助言等いただけたら幸いに思います。よろしく願いいたします。

【黒川委員】

普段は映画監督と俳優をしております黒川と申します。去年、石川を舞台にして幸せの形というのがテーマで、映画を制作いたしました。

私は普段東京にいるんですけども、石川県の先程の資料にもあった、近所の方が同性間だった嫌悪感を抱くという意識調査を映画を作る中で見つけたときに、すごくショックで、10人いたら、6人の人たちが、そういう風な気持ちを持つと思うと、もし私が当事者だったら、きっと石川県には住みづらいというのをすごく感じました。

だけど逆に考えれば、6割の人たちが今、嫌悪感を抱いたり反対しているっていうことになるのと、その人たちが、例えば一步理解をしたりとか、あ、そういうことなんだっていう気持ちになれば、6割が動くってなると、すごく大きなパワーだなと思って、今回石川を舞台にして映画を作ったという背景があります。

その際に、当事者の方たちから本当にたくさんの方たちから経験談とか体験談をたくさん聞いたんですけど、やはり同性同士で家を借りるとなったときに、家を借りづらいという意見はたくさんあるなというふうに思いました。

あとは、やはり自分が当たり前とか普通だと思っていたことが、実はそうではないということに私もやっと気づけた部分がたくさんありまして、結婚するというのもそうですし、パートナーが例えば命の危機になったときに、家族に連絡というのは、私は当たり前だと思っていたんですけど、やっぱりそれが当たり前じゃない人たちがいるとなったときに、大切な人の最後に一緒にいられないというのは、すごく不平等な話だな、ということも思ったので、今後もエンターテインメントを通して、LGBTQのこともそうですし、幸せの形

ってということに対してもそうなんですけど、取り組んでいきたいなというふうに思っております。今回ここに呼んでいただけたことを皆様のご意見などをお聞きして、自分自身も勉強していきたいなというふうに思っております。よろしくお願いたします。

【小清水委員】

私は石川県情報システム工業会の会長という立場ですけれども、会社はシステムサポートという会社で、社員が1,000名以上居りまして、これ実は現実的な問題になっていて。

今回、知事のご指名もあって、経済界としての立場ということでお話もありましたけれども、決して有識者ではなくて、にわかに関心する真っ最中でして、松中さんのビデオを見まして、これでいくつか気づいたこともあったんですけども、そこで松中さんが仰っていたのは、和の作りが大切とか、風土が大切とか、カルチャーの大切さとか言っても、どこまで本当に心から自分の言葉で語っていたのか。大事なものは、やっぱり制度や法律のあることの影響力を軽視してはならない。つまり、ここで今、石川県パートナーシップ宣誓制度を作るとは、まさにそういうことだろうということで、個人がそういうふうな思いであっても、やはり、社会がそういう制度、法律というものがしっかりないとやっぱり駄目なんだと。こんな実感を感じております。以上です。

【関口委員】

金沢弁護士会所属の弁護士の関口です。法務省の人権擁護委員を拝命しております、人権擁護委員の立場からもこちらに居させていただいております。

今ご紹介いただいたように、金沢市のパートナーシップなど制度を作るときに市に対するアドバイザーといいますかね、たたき台を作るお手伝いをさせていただいたことと、あとは私の方で先ほど知事のお話にありましたこの性同一性障害の特例法につきましては、性別変更の手術を受ける、その治療を受ける際には医師の診断書などが必要になってくるんですけども、複数の医師による診断を要求されておまして、これに関しては判定会議というものを開いて、複数の医師、それから法律家なども入って判定会議を行ってんですけども、こちらに北陸GID判定会議ということで、もう既に七、八年ですかね、関わらせていただいております。

そういった経験もありますし、それからやはり弁護士あるいは人権擁護委員として、当事者の方、あるいは当事者のご家族の方からのご相談もここで受けておまして、私の方で感じているのはLGBTQというふうなんですけど、一つ一つの定義があるようなんですけども、実は非常にグラデーションといいますか、まったく個人によって違っていると、その個人が違うんだということが前提として、全ての方、マイノリティの方も、皆さん一つのカテゴリーに入るわけではないということで、いろんな方がいてその方々一人一人が、自分の幸せを追求できるような、そういった社会の仕組みが必要かなというふうに考えております。

それで何十年か前になりますけれども、男女雇用機会均等法ができたときにはですね、本当に法律の仕組みとしても若干不十分だったと思いますし、それによってその強制力が

あったわけではないというところから始まっているんですけども、だんだん社会にその男女雇用の機会におけるその男女の不平等がおかしい。それからそこからそのセクハラっていうものの認知が始まったりしてからセクハラおかしいということがあって、制度をどんどん整っていったと、社会とその制度がどんどん成熟していくと、今も十分だと思っていりませんけれども、そういったものを見るものですから、性的マイノリティの方の制度というのも、ここを出発点としてどんどん充実したものができていくといいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【永井委員】

ほくりくみらい基金の永井でございます。

私がこの 이슈に関わったのは、まず SDGs の関連です。それ以前にも、経験がありましたけれども、誰も取り残さないということで 2017 年から松中権さんや植田さんと一緒に金沢レインボープライドで動きをして参りました。

つい最近では、金沢市でパートナーシップができるきっかけにも皆さんと色々な繋がったという経験を元に金沢市との対比ということで、気づいたことをコメントさせていただくと、金沢市のパートナーシップ条例とか、あと最近施行されたものはむしろこのパートナーシップ宣誓制度っていうのは性的マイノリティのカップルのものなんですが、それ以外の、いわゆる法的な婚姻制度を利用していないカップルにも、門戸を開いていって、より使いやすい制度じゃないかということだし、その人たちだけにパートナーシップ制度、というふうにしてしまうと、またそれをやっているってことはカミングアウトに繋がってしまうのかなというふうにするので、みんなが使える制度にマイノリティの人を包摂していくという、みんなを当事者にしてしまうというような視点が大事かなと、一つ思っております。

今は、県域を対象としたコミュニティ財団、ほくりくみらい基金ということで、県の様々なところで今活動をさせていただいております。直近では、珠洲の方で地震があって、今大変な状況なんですけど、そこにヒアリングに何度か伺わせていただきました。冒頭、県の資料にもありましたけれども、やはり性的指向であったり、プライベートを開示しなくてはいけない局面というのはある程度想定がつきますよね。病院であるとか、そういうそういったところに防災とか避難するっていうことは、非常にそういうことが開示がついて回るものなんですね。避難所のあり方であるとか、あるいは罹災証明を取るとか、何かあったときのっていうところの、そういう性的マイノリティの方への配慮というのは、私金沢にありますが、やはり皆さん今日、委員の方金沢が多いんですけども、やはり能登っていうのは、まさにこういう性的マイノリティの方に対する理解っていうと、ちょっと上から目線なんですけど、多様性に対する接する機会といいますか、意識というか、中々やっぱちょっと違うものがあって、折角県でこういったものを導入させるのであれば、ぜひ能登、奥能登に対してそういうことだよっていうのを問いかけていただくようなことを特に配慮いただければ、能登にいらっしゃる方も良いのかなと思います。以上です。

【福田委員】

連合石川の福田でございます、よろしくお願いいたします。

もう既にですね、職場などではLGBTQの方に対するハラスメント、性自認が女性の方に対して、何々くんでわざと呼ぶ上司だとか、離れたところのトイレを使いなさいという一方的な訴えをされている状況でございます。従いまして、文化的に性的マイノリティの方と共に暮らしていくということを、一つはしなければいけないだろうなというふうに思っています。

それからもう一つは社内制度でいいまでも、例えば社宅の利用だとか、それから扶養認定だとかっていうことになると、今もうパートナー制度から外れるといたしますか、そういう制度にやっぱり社内制度もなっているので、そういうところも直していかなければならないなということで、実はもう既にですね会社に対してそういう要求をしているところも、組合もあります。

なので、今回そういう話をこういう会合に出るんだよっていう話をしたら、是非ですね、県の受領証。こういうのを各企業の中でも使えるようにしてほしいなということの必要請がありました。

私どもとしては多様性を認め合う社会を作っていくということでございますので、そういう社内制度、さらには会社内のトイレの問題。それから学校における制服の問題、そういう事などについても取り上げて、取り組みをしてまいりたいというふうに思っていますので、是非よろしくお願いいたしますと思います。

極めて私的な話なんですけども、日曜日の朝にアニメをやっている、女の子が正義の味方で敵を倒していくわけですが、今のシリーズでいうと、スタイル、それからファッションは女性なんだけど、男の子が混じっているとか、その前のシリーズだと、恐らくトランスジェンダーの男性だろうと思うんですけど、そういう方が仲間にいるとか、だいぶアニメなんかも変わってきたなというふうに最近思っておりますので、こういう社会をこれから作っていかなければいけないだろうな、というふうに思っております。以上でございます。

【松中委員】

松中です、よろしくお願いいたします。

僕自身は金沢で生まれまして、金沢で高校生までも過ごしていました。自分がLGBTでゲイの当事者であるということをおそらく小学校の高学年くらいでないかなと思います。ただ、その当時、辞書を調べれば、ホモセクシャルはホモ、レズビアンはレズと、今からすると差別的な言葉になるんですけど、ホモってというのが、書いてあって、その当時は、ホモ、ホモセクシュアル、同性愛者、異常性愛、性倒錯というふうに書いてありまして、本当にその言葉を見た瞬間に、自分の人生はもうないなっていうことを、本当に小学校とか中学校の頃に感じていました。

先ほど北陸が近所に同性愛者の方がいたらどう感じますかって調査結果で、6割以上の方が嫌悪感を覚えるというふうに答えてらっしゃって、それは実は日本トップなんです

ね。今書いてないんですけど、家族で見るとどうですかという調査結果は実は9割を超えるという、その状況で暮らしている子供たちっていうのは、本当に大変な状況だと思います。

今社会が少しずつ変わり始めて情報が入り始めて、子供たちは、全国で起こって、特に東京とか大きな都市で起こってることをどんどん情報は得るんですけど、全然自分の周りが変わらないっていう二重の苦しさを感じている状況なんじゃないかなというのは思っています。それは実は子供たちだけじゃなく、歳を重ねた大人の方々も一緒だと思います。

僕自身はもうこの街この県では本当に暮らせないと思って大学から東京に出て、東京で暮らして東京で働いて、そこでカミングアウトも経験して、ようやく自分の家族、両親、親戚が暮らすこの石川県に戻ってこれたのは、たまたま自分の家族にカミングアウトしたら受け止めてもらえたっていう、本当に偶然でしかないなと思っています。

それは、もし1人親戚の中に違う方がいたら、そういう状況じゃなかったんじゃないかなと、今でも思いますし、2017年に会社をやめてこの活動にフォーカスを当てて、永井さんと、植田さんとも一緒にLGBTと教育フォーラムを立ち上げさせていただいて、カミングアウトはマストではなく、選択肢だと思うんですけど、やっぱりまだ言えないっていう方が、本当にたくさんいらっしゃるって、自分はいわゆる性的マジョリティであるというフリをして暮らしている方がたくさんいらっしゃる地域だってことを、ここ数年間ずっとずっと感じています。

なので本当にこの条例を石川県として目指していくっていうこと、そしてパートナーシップ宣誓制度を作っていくっていう、このお知らせを聞いたときには、本当に嬉しかったですよね。この石川県という土地が、変わってくる本当にきっかけ。

大きな都市だといろんな方々がそれでも混ざり合うので、文化の方が先に変わり始めていくんですよね。日常生活で近いところが少しずつ変わってくるんですけど、どうしても人口が少ないエリアでなればなるほど、その文化が変わるのはなかなか時間がかかってしまう。でもそういうときにこういう制度があるっていうのは、本当に強い力になりますし、自分はカミングアウトがまだできないと思ってる方にとっても、自分の町にはこの条例がある、自分の町にはこの制度があるということで、それ自体が勇気とか希望になったりする。あとは本当に命を守ることに繋がるというふうに信じて、本当に感謝しています。

この条例、この制度っていうのがどういう形になればいいかなって本当に考えて先ほどこの資料を拝見して、幸福度日本一って書いてあった事がすごく心に刺さっていて、もしかしたら、人口が多い地域と比べたら文化が少し保守的な土地かもしれないけど、それで幸福度日本一を目指すっていうことは、できれば、この日本全国でいろんなパートナーシップ制度とかいろんな条例ができあがっているんで、最新のものがこの石川県にあるってのが良いんじゃないかなと。

それは決して最新だから受け止められないってことではなく、最新ってのは何か新しいものが付加されたものでなく、これまでこんな苦労があっただけでこんなことがないんだっていうなかなか可視化されなかったのが一番可視化された状態のものが1番直近のものだった

りするかなと思うので、大きな都市とのギャップがあって、ダブルで苦しんでいる方にとっては、一番本当にこのいろんな日本全国の自治体が学んで積み上げてきたこの制度が、最新の形でこの日本の石川県に入るってことが、やっぱり日本一に繋がるんじゃないかと個人的には思います。

あとは幸福度というのは、お一人お一人のもちろん幸福なんですけど、お一人お一人がその人の幸福を実現できるだけではなくて、隣の人の幸福を応援できる、そういう幸福度なんじゃないかなと思いましたが、この制度とか、条例というものが、例えば学校とか企業さんとかいろんなこの事業者の方々がこのことをきっかけに、学びたくなったり協力し合える、何かそういう仕組みと一緒に導入されるとすごく嬉しいなと思えました。以上です。

【横越委員】

民間企業からということで話をさせて頂きたいと思います。先ほどこの資料の中にもありましたとおり、全人口の1割弱がLGBTQであると感じていますと、これら8.9%の方が住みやすく働きやすい環境を整えないと、100%のパフォーマンスを発揮できないので、企業としても非常に大きな損失になると考えていて、そういった意味からも、この方たちだけでなくみんなですけれども、働きやすく自分らしく生きられる環境を整えていく必要があると痛感しています。

一方で植田さんからもお話ありましたように、子供たちは最近非常に教育でこういうことを受けているので、うちの子とかを見ても、この辺りはごく自然に受け止めています。

特に我々の大人世代、しかも私のような会社ですと、同じような人が集まっているような昔ながらの会社とか、そういったよう所になると、なかなか価値観を変えることができなくて、子供たちの世代とは大きなギャップがあるのかなという風に感じられます。

たまたまなんですけど、私どもの会社では、人権宣言というのを制定してまして、社内的にも2000人ぐらい居る社員に、LGBTQの方について、一旦動画を見て理解を深めた後、職場の中で各職場10人から50人色々ありますけど、職場の中で協議をしてほしいという個別の課題を出しておりまして、そこでどういう議論がされているかっていうのは、私他部署のところに行けたので、いろいろと見ておりましたが、かなり活発な議論がされておりました。

そういうのを見ていますと、特に新卒からずっと同じ会社に働いていたような者ばかりが揃っている職場よりも、いろいろなところから中途採用だったり、いろんなバックグラウンドを持っている者が居るような部署では、より活発に議論がされていて、私の知り合いにもLGBTが何人かいて、普通に会ってますよみたいな話を聞くと、あんまり今までそういう感覚を持っていなかった年配の社員も、そうなんだ、という感じで、ごく自然に受け入れられていて。議論するだけなので、まだスタート地点に立ったばかりなのですが、このぐらいのレベルから始めていくのがまず大事なんだなというふうに感じた次第です。

先ほどのお話で、8.9%の人がパフォーマンスを発揮して会社としても元気になりたい、地域としても元気になりたいというのがあるのですが、一番はこの方たちが、松中さんの

ように、金沢住みにくいので東京行っちゃうよとか、大阪の方が住みやすい、海外行っちゃうよというふうになるのが一番損失だと思うので、そういった方がむしろうちに来ていただけるような地域づくりに、このパートナーシップ宣誓制度とかがなればいいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

【松中委員】

先ほどはちょっと、概論的な話をしましたので、細かい話をできればと思うんですが。

知事が性同一性の言葉の話をされたので、ここに関しては、世の中そういうふうはこの法律ができるか、WHOの改訂によって性同一性障害がどのように変わってゆくか。この言葉って本当に大事なので、性自認だったのを急に変えたりとかって結構本人たちのアイデンティティじゃないかって、本当に慎重に考えた方がいいなと思ってるので、今後の動きを見ながら9月までの時間がありますので、一旦は仮称という形で、そのタイミングで何がベストかっていうことが皆さんと議論できればいいなと個人的には思っています。

あとはパートナーシップ制度ということ言うと、法律上同性同士の方がもちろん対象というのがベースなんですけど、永井さんがおっしゃった通り、そうではない方でも利用したい中にはいらっしゃるんで、そういう方々にも開けた方がいいなというのと、身近な話でいうと、実際にもうお子様を育てていらっしゃるカップルの方が結構いらっしゃいます。それは東京だけでしょ、と思われるかもしれませんが、全国に今いらっしゃるんで、例えば女性同士のカップルで、お子様がいらっしゃったときに、どちらかが産んでらっしゃる、どちらかが一緒に暮らしているとなると、法律上は夫婦ではない。そうすると共同親権もなければ、赤の他人が小さい子と住んでることになっちゃうんですね。そうすると、生みの母は病院から母として扱われるんですけど、一緒に暮らしてるパートナーの方が行ったら、その方はどなたですか、となってしまう。それが例えば過去に男性と結婚されていた活動して連れ子の場合だったりすると、離婚された元夫を連れてきてくださいって言われる事例もあるぐらいなので、やっぱりこの趣旨っていうのはすごく大切だなと思うので、実際にもうこの世の中に命を持って生まれている方々が、当事者の親、保護者のもとでそこで過ごしてる方も守られる条例があるといいなと思いました。

あとは石川県が幸福度が日本で、日本全国の中で一番いいものを導入するとき、こういう視点はどうかと思ったのは、その県民と呼ばれる方々をどう捉えるかですけど、暮らしてる方、学んでらっしゃる方、働いてらっしゃる方っていうのは、多くの自治体が入ってるんですけど、石川県って本当に県外から、もしくは日本の外からいらっしゃる方が沢山いるので、やっぱり観光でいらっしゃったりとか、もしくはこの町にワーケーションでしばらく滞在される方とか、そういう方々がひどい事を言われるとか、差別を受けることなく安心して過ごせる石川県になったらいいなと思いますので、対象としてももちろんパートナーシップ制度の方に導入できるかわからないんですが、県として受け止める全ての人の中に、ここを訪れる方っていうのが入るっていうのは、他の自治体ではない、石川県らしい、一番最新の制度にならないかなということを感じました。以上です。

【永井委員】

質問ですが、そもそもパートナーシップ条例を県で導入すると、各自治体、基礎自治体のパートナーシップ宣誓制度との兼ね合いというか、県で受理されると、県内どこでも有効なのか。例えば、県営の住宅用に県で、市営の住宅だったら市で取るとか、何かそういう運用の目論見というか、それはどんな考えなのか。

【馳知事】

永井さんのおっしゃることは、いくつかの概念をはらんでいると思います。

今この場で私が言うことは、そうと限定しているわけではありませんが、例えば県営・県立、つまり県が主体性を持って権限を発揮する、財政上も担当してるところにおいて効力を発揮するというやり方と、それと、県がこうしてるんだから同じ県内にあるA市もB町においても、それをやっぱり引用・援用して、それに対応することができるのだという言い方もありますし、また県内で効力を発揮するのであるならば、まさしく松中委員がおっしゃったように、外国人でも県外の方でも、滞在している出向で仕事をしている、滞在している方にも、その効力は発揮するのだという論点が出てくると思いますので、だから私は今限定して言っているのではなくて、考え方として、県がこういった条例やパートナーシップ制度を作れば、この県内において行われている人間活動のあらゆる場面において効力を発揮するんですよ、という議論はあった方がいいと私は思います。

【関口委員】

それに関連してですが、富山県で始まったパートナーシップの制度では、市町につきましても、公営住宅ですとか、あるいは医療機関ですね。県の受領証によって利用できますよ、というのがあります。

この制度が始まるときに、富山県の副知事の方とお話をしたんですけれども、県の方でこういう制度が始まりますということで市町協力といいますか、説明をして協力を求めたところ、市町も喜んで協力しましょうという風になったというふうにお聞きしておりますので、恐らく県がリーダーシップを取って、市町の方にぜひ働きかけをしていただきたいというふうに思っています。

【馳知事】

まず、県としての条例やパートナーシップ制度として、枠組みを作りたいと思っています。

その制度のもと、例えば外国人同士、その国で認められているのに、我が国では認められていないとか、パートナーが外国人で、一方のパートナーが石川県の方であったら、お互いの制度上、我が国と、外国と日本と制度が違うがゆえにビザの問題が発生することがございます。

そうすると、それはどうなんだろうという論点を、私は日本政府に対して突きつける必要があると思っています。当事者にとってのウェルビーイングではないわけですから。そ

れを制度上の問題として、いや、石川県だけの問題だから駄目だと言って切って捨てるのか。

石川県は条例で認めており、またその一方のパートナーが外国人であったとしても、個人個人のウェルビーイングをより尊重するという方針を示しているのだから、むしろその制度をとっていない国の方がおかしいのだ、という意見書を出そうと思えば出せるようになってくると私は思っているのです、この制度を皆さんにこういう店開きをしてお話をして以上、タブーのない議論は維持してほしい。その中で関口さんが法律の専門であるので、それで最初は私どももですね、最高裁の判例などを見ながら、現行でできる限りの枠の中でまずはスタートさせたいというふうに思っています。

というのは、これもご存知の方もいらっしゃると思いますが、フランスの PACS 制度は、同性だけではなく、異性同士のパートナーシップも容認してますよね。なんでそういう制度が日本でできないのか、という議論もあって私はしかるべきだと思っています。憲法で認めていないから、という議論もありますが、憲法の範囲内で、法律でどこまでですね、認められれば良いのだろうかというのは、数年前の札幌地裁での判例でも出ています。できればそういう深い議論もあった方が良くはないかなと思っています。

これが一点目と、やっぱり川口先生にお聞きするのは、私も一応、教育の世界でいろいろ議論してきた立場として、小学校、中学校、高校、特に県は高校を所管しておりますけれども、この現場における相談支援体制、これは丁寧にやった方がいいと思っています。

一度これは下村文科大臣のときに全国調査をしましたが、網をかけて調査ではなくて、このいわゆる性自認・性的指向の問題に関わる相談支援はどの程度あって、具体的にどのような対応をしましたかという事例報告をまずはしてくださいという質問形式にしたんですよ。

これを一気にやると、まさしくびっくりして子供たちの中でいじめとか始まりますので、それで相談支援を1年間ずっとやったら670件ぐらい個別の事案が上がってきましたので、その当時の段階として、個別に対応してくださいと。そして、教職員だけでは対応できなければ、看護師、助産師、弁護士の方も入って、加えて、必ずその相談があったときに、お子さんには保護者に言ってもいいかどうか必ず確認してから、相談を展開していただきたいというふうに、そういったことも申し上げました。

したがって、各先生ご自身が現場におられて、やこの小中高校生に対する相談支援のあり方という極めて重要だと思っています、それで同じようなアンケートをいただいたときに、自殺念慮が極めて高い。絶対お母さんには言えない。そして、私は子供が産めないから生きている価値がないという、そういう結果が出てきたときに、大変ショックを受けました。

従って非常にこれは配慮する必要がある案件だということで、教育の現場における対応については、自由民主党の中で極めて慎重にやりましょうというふうにしてきました。

改めてこういう議論を今までしてきたんですが、現場におられる校長として、教育者として、いかがですか。

【川口委員】

先ほど申し上げたように、カミングアウトした生徒さんが明らかになった時点で私達は動き始めたのですが、まず相談を受けたのは、スクールカウンセラーです。先生方には知らせないでほしいというところからスタートしました。そのスクールカウンセラーが、非常に丁寧に接してその気持ちを大事にしたいからということで協力者を増やしていくことを提案した結果、教員にも相談することを本人が了解したので話が少しずつ進んでいきました。生徒と保護者はお互いに状況を分かっていたので生徒が親に知らせて欲しくないということにはなかったんですけども、やはり今知事さんがおっしゃったように、自殺という可能性は非常に高い。カミングアウトは非常にデリケートな問題であることを私達もそのときに学び、教職員も慎重に第一歩を踏み出しました。

受け入れる生徒の方もしっかりと受け止めてほしいということで、学年ごとにLGBTQを学ぶ時間を取り、段階を踏みながら、専門家の方のご助言いただきながらという形で取り組みました。そのときキーワードになったのは、スクールカウンセラーです。学校にはスクールカウンセラーの配置が徐々に進んでいますが、コロナのこともあって、非常に相談件数が増えている状況もあるので、まだまだスクールカウンセラーは足りていません。学校の先生には言いにくいですが、スクールカウンセラーなら相談してみたいという生徒は確実に在籍していると思います。その後、その生徒は学校を去ることになったと聞いています。スタート時点でうまくいったと思いましたが、やはり状況は個々で、課題が違うし、重みも違うので難しいです。そのとき、性的マイノリティは一割ほどというお話もありましたので、表面に出ていないところで多くの生徒がこの生徒と同じように苦しんでいることを私達は想像する機会を得たことも大きな学びだったと思います。

【馳知事】

これは松中委員に聞いた方が良いかな。これは今から言う話も自民党の中で極めて深い議論になったんですが、定義をどうするか。

つまり、私たちが今ここに書いてあるペーパーに、当事者とかアライとか条例でとか言っておりますけれども、そもそもまだ法律がありません中で、性同一性障害者特例法という法律だけがまずある。これは我が国の現実です。

そうすると、法律の世界で考えると、これは関口さんに聞いた方が良いのかもしれませんが、定義をどういうふうにとった方が良いか。当事者、アライ、支援者にとって。

これは逆の言い方をしますと、性自認という文言を使ったときに、本人がゲイと言えばゲイ、本人がレズビアンと言えばレズビアンと、こういう間違った見方をする人もたくさんいるんですよ。性自認、本人が自認してるんだから、と。そうなってくると、極端な話ですが、やっぱり混乱するんじゃないかという、ここに飛躍して繋がってくるんですよ。

なのでこの定義のあり方ということについては、一定の合意が得ていた方がいいんじゃないかなと私は思っております、松中さんいかがでしょうか。

【松中委員】

今性自認という形で自認するのがゲイだレズビアンとか、そこはちょっと違って、そちらは性的指向の方。自分が好きになる相手の性のことですね。

性自認の方は、トランスジェンダーとかもしくはノンバイナリーと呼ばれる、自分の性を男性女性という二つの性別二元論で当てはめられないと感じていらっしゃる方。居心地の悪い方。性自認もしくは性同一性という言葉で定義される自分の認識する性のあり方です。

法律で今使っているのは性同一性障害者の特例法なんですけど、今、世の中でどう捉えられるかという事なんですけど、性同一性という言葉は障害という言葉とくっついて捉えられる。日本で言えば病気という位置づけ。もう WHO から疾患リストから外されて、今は、性の健康として皆さん扱っていきましようとなったので、その言葉が持っている、障害という、病気という印象を性同一性というのは帯びてしまう危険性がある。

もう一つはトランスジェンダー。自分の性のあり方をどう感じているか、ということ。たまたま生を受けたときに、割り当てられた性別が一致していないことがトランスジェンダーなんですけど、その全ての人が病院に行って、あなたは医学的なサポートが必要なんですっていう診断を受けたい方かというところではなくて、実は今日本の中でトランスジェンダーのうち、厚労省の調べですけど、性同一性障害の方が 18%ちょっと。つまり残りの 82%ぐらいはトランスジェンダーではあるけど、障害として病院に行ってこういうふうに診断を受けている方ではない。

もし性同一性という言葉を使ってしまくと、今この時点ではもしかしたらトランスジェンダーの方々の中で、診断を受けた方のみがカバーされるというふうに曲解されてしまう可能性はあるかなと。

なので、性自認というのが結構使われていて、法律の中では今、条文としては入っていないんですけど、例えば厚労省の方で答えている中で、性同一性は「性同一性障害」として扱われているというのが答弁の中であったり、裁判の中で使われる言葉も性自認の方が多いです。

一般で使われる言葉としては性自認が強いので、そこの兼ね合いを9月の段階でどう判断するのが大事なのかなと思います。

【馳知事】

最後私はちょっと意地悪な質問の仕方をしたかもしれませんが、いわゆる強烈的な反対派の言い分からすると、自己申告だけでいいんですかという、こういうふうな突っ込みをしていくので、これにはある程度私達も、きちんとした対応した方がいいのではないのかなと思います。

厚労省では性合一性という新たな表現を使おうという動きもあるんですけど、実際には一般論としては法律の世界でもですね、また、政府の公式的な文言としても、性自認という文言は法務省も使っていることは事実です。

これを反対派がいわゆる突っ込みどころとして、自己申告だけでいいのか。このような

指摘があったときに、どういうふうに対応するのか、ということも考えておいた方がいいという。そういうことでいいですか。

【松中委員】

はい。ありがとうございます。

続けて、他のことは本当に企業さんがたくさん、もちろん石川県のLGBTQ+の当事者は、県営とか県の所管にあるところだけを通り抜けて生活するわけにはいかない。殆どはいろんな民間企業の方々のサービスとか商品の中で暮らしているので、この瞬間だけは自分は安心できるけど、残りは安心できないと、結局人生安心できないという話になってしまうので、このパートナーシップ制度もそうですし、条例も、県内の事業者と一緒にこれ変えていこうよ、学んでいこうよってということがついてくるのがすごく大事なんじゃないかなという風に感じているので、逆に企業の方々が、どうやったらこれが大切なことで、一緒に進めていきたいというスイッチが入るか。そのあたりをお聞きしたい。

【横越委員】

私の個人的な意見になるかもしれませんが、先ほど申し上げましたとおり、企業としましては、その方がLGBTQ+であれ、そうでなくても、とにかくパフォーマンスを上げて働いてくれることが企業の利益とかにもつながることですので、それに繋がるんだということが分かれば、スイッチが入るのではないかと。

さっき関口委員がおっしゃっていた、女性の活躍についても同じだと思ってまして、女性の活躍をなさっていう、それだけを言われると、何か言われているのでやっているという感覚なんですけれども。もう今ってそうではなくて、女性の力を借りなければ、半分の人にちゃんと働いてもらわなければ活性化されない。みんなも目に見えて、人口も減ってるんで、同じような理屈でいけば企業もスイッチも入るのかなと思っています。

もう一点は、資料としてわかりやすいかということ。先ほど永井さんからもご質問があったように、色々なところのパートナーシップ宣誓制度がたくさんあると、企業としてもわかりづらくなってしまいます。ポイントカードがいろんな種類があると、何を出していいのか分からなくなるのと同じような感じだと思っているので、シンプルな形で、石川県のこれがあれば、どこでも通用するんですよというような形に、分かりやすくして頂ければいいと思っています。

福利厚生とかそういう意味では弊社に関してはあまり婚姻制度に起因するものは少なくなっているんで、あまり影響はないかと考えているんですが、配偶者に対する色々な制度を設けている会社も多いと思いますので、その時も県の宣誓制度を受けていけば対象になりますよ、というのがあるとわかりやすいのではないかと。

【小清水委員】

パートナーシップについて、企業においてもそうした宣言をすることもあるかと。

少し話が戻るのですが、松中さんは最初、幸福度日本一を目指す石川県で作るんだと

か、他にないような最新で素晴らしい条例になったらいいねとお話されていましたが、知事は現行で実現できる法令にのっとった形で、まず制度として作ってはどうかという意見だったように思うんですけど、それはそれでよろしいですか。

【馳知事】

まず、法律がないですよ。そして今国会でやろうとしていることは、とりあえず与党案だけでも国会に提出しようということが、今日、今この時点でほぼ決まったらしいですが、したがって、こちら基本的には法律があった方が私たち、憲法法律条例という上下関係がある中で言えば、法律があった方がよいというのはまず一点目。

次に、私逆に、知事という立場で言えば、国がやらないならば、自治体でやったっていいじゃないか。これは人権に関わる問題です。特にお子さんに関していえば、尊厳に関わる、存在に関わる問題なんですよ。

とりわけ、性教育のあり方については非常に慎重に対応しなければいけない。学校教育の現場においてはですね、非常に1人1人のお子さんに向き合って、相談支援をしながら対応していかなければいけない問題なんです。そのことを含めてですね、私は石川モデルがあってもいいな、国に先駆けて。そういう気持ちもあります。

ただ、それは私が今、そう思っているだけであって、一面で言えば、あまり石川県突っ走ったらまずいよねっていう表現もまたできます。ただ、この場での議論の論点は幅広に出してもいいのかなということで、非常に難色を示す人もおりますが、フランスのPACS制度というのは、契約で、異性同士でも持続的な生活を営むことができる制度を社会的に成立していて、PACS制度のもとではですね、同性婚も3割程度かな。2割だったか、その程度は含まれています。これはフランスというお国柄に基づいた制度だと思います。

翻って我が国では、ようやくですね、理解増進法、条例の話をする、こうやって公の場ですることが当たり前だろうと言われる、ようやくそういう時代になってきたので、そういう意味では、論点はどんどんやっぱり広げてもいいと思うんですけども、最終的にはやっぱり収まるところにまず収まる条例でスタートしたいな。こういう論法です。

【黒川委員】

素朴な疑問ですが、資料に石川県パートナーシップ宣誓制度の目指すものってのがあると思うんですけど、映画を撮るときに当事者の方からパートナーが例えば危篤になったとか、パートナーのことを思って例えば保険をかけてましたとかっていう話があったときに、個人情報の開示請求っていうのができるところが少ない。今多分5ヶ所ぐらいだと思うんですけど、石川県の中のパートナーシップ宣言、今三つ市があると思うんですけど、そこではそういう事は今書いてないと思うんですけどね。

何か病院を県立の病院だったら面会だったり、病状の説明をするっていうのが目指すべきものとしてあると。市立とか国立とか、その病院であったところで、パートナーシップ宣言をしていてパートナーですって言って出しても、断られたっていう事例がやっぱりあって。そういったところが何かその当事者の人にとっては、パートナーシップ宣言をし

ているけども、県立だったらカバーできるけれども、市立の病院だからカバーできないと
かってなったときに、これって何の違いなのかなってところが素朴な疑問としてある
んですけど。

【馳知事】

論点として引き取ります。これは重大な論点だから、むしろこれ簡単に答えるわけにい
かないので、そういう論点があるというのはまず引き取らせてください。そういう素朴な
疑問が解消されるようにしたいよねというのが、条例を作ろうとしている趣旨です。

【植田委員】

私は先日、多様な性の講義をする機会がありました。そこで「最近 LGBT のニュースをよく
見るけど、自分は否定をしない。でもどうしてもそういうのは気持ち的には理解ができ
ないです」そんな意見がありました。

私自身も、ゲイ・レズビアン of の気持ちをちゃんと理解できている、トランスジェンダー
のこと理解できているという自信はありません。

私は理解増進と言うよりも、こんな言葉は当事者の方がとても傷つくとか差別にあたる
とか、当事者の方はこういうことに困ってるということが明示されてた方が分かり易いと思
います。思いやりのある態度で接しましょう・・・でも思いやりだけではどうにもならない
という場面も多くあると思います。

北陸は特に、LGBTQ+の方が日常で可視化されてない、会ったことない見たことない、だ
から受け入れられない人には多いと思います。私は当事者の方々と一緒に、出張授業をお
こなっています。皆さんの前でライフストーリーをお話できる当事者と活動をしていま
す。こんなアライの存在が可視化されることもまた当事者にとってはとても大事なことだ
と思っています。LGBTQ+を理解するという感覚よりも、その存在認知する、存在があるこ
とを知ってってくれる人が増えることがまずは大切だと思い活動をしています。

【馳知事】

私の思いとして二つ。まず、理解できない人がいるということも理解しましょう。とい
うのが一点目。

同時に、当事者はそういうふうな言い方とか態度をされたら、本当にもう生きていたく
ないと思うぐらい嫌なものは嫌なんだということも理解すると。私はそういうふうになら
んと肩の力を抜いてですね、やっぱりその議論を広げていく必要があるなというふうに思
っています。

私もこの条例作って無理やり、条例だから言うこと聞け、という、そんな思い上がった
ことを全く思っていませんが、しかし、当事者にとっては命に関わる問題なんです。その
ことはわかってもらわないといけませんし、とりわけ子供たちにとってはですね、自分は
このまま成長したら本当に生きている意味があるのだろうか、そこまで深く深く思い悩む
問題でもあります。したがって、理解できない人を私は理解していますが、理解できない

人もこういうことなんだということの理解だけは、やっぱりしてほしいなというところでは、

そのために、やはり当事者の思いであるとか、それから応援してるアライの立場とか、また性的指向の指向の方も、もう一つの漢字の嗜好の方もありますので、そういう嗜好の人もおられるわけで、非常にやっぱり文言には、表現には気をつけて使いたいです。

そして、言葉狩りのようにですね、思わずつい出てしまった言葉を、揚げ足取るような言い方で追い込めるようなことも、それはちょっとやめましょうよと、そういうふうな事は言いたいなと思っています。

【松中委員】

最後に、さっき小清水委員が、職場でもパートナーシップということをおっしゃっていましたが、実際の企業でもパートナーシップをしているところが結構あって、例えば社内で結婚のお休み取れます、もしくは家族が病気になったら、こういう風にできますとか、各パートナーのご両親の介護の休みとか、いろんな仕組みを企業の中でも導入しているがあるので、そういうものも一緒に進めばいいなと思いました。

あと、学校で言うとうちでも生徒さん、生徒さんってなるんですけど、教職員室の中にも当事者の方はいらっしゃるわけで、やっぱりそこがちょっと見落としがちな点で。

皆さんにもやっぱりそこが職場っていうと企業もそうだけど学校の中もそうだし、この建物の中にもたくさん働いていらっしゃる方もいるので、やっぱりどうしても外の方に意識が行きがちですけど、ぜひこの職場で働いていらっしゃる方々も、条例とか制度ですごく勇気がもらえるといいなと思いました。以上です。

【関口委員】

さっきちょっと質問があったんですけども、パートナーシップの宣誓制度というのは条例ではなく、その制度で考えるのか、それとも条例を制定して考えるのか。それについてはどちらも利点があるかと思いますが、どちらも視野に入れて議論するのであれば、その辺も考えたいなと思うんですけども。

【馳知事】

私はこれはやはり、条例というかちょっとしたものにはしない方がいいな、制度としてまずスタートさせるというところからした方がいいなというのは、私の考えであります。

【関口委員】

そうすると、今ちょっと仮称としている理解増進条例とパートナーシップ宣誓制度とは、別々のものとして考えていくという理解でしょうか。

【馳知事】

基本的にこちらは条例です。こちらは制度として動かしていこうと。動かしながら、社

会の情勢であったり、県民の様々な意識も、行動変容を伴ってくる可能性もありますし、意識を、肩の力を抜いて議論しましょうという風にもっていきたいと思いますので、パートナーシップ制度は制度としてまずスタートさせたいし、理解増進はまさしく県民に行動変容を促したいので、条例として明確に制定したいな、というふうに思っています。

5. 閉会

【酒井県民文化スポーツ部長】

ありがとうございます。それでは時間になりましたので、本日いただいた意見を踏まえまして、決めていきたいと思います。次回の会議について、説明にもありましたが、6月頃開催されますので、日程調整については改めて事務局の方から連絡をさせていただきます。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。